

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第1回上尾市総合教育会議	
開 催 日 時	平成27年4月23日(木) 午後4時30分～4時50分	
開 催 場 所	本庁舎3階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	島村 穰 (市長)	
出席者(委員)氏名	細野宏道教育委員会委員長、本田直子教育委員会委員長職務代理者、甲原裕子教育委員会委員、吉田るみ子教育委員会委員、岡田栄一教育委員会委員、岡野栄二教育委員会委員 (教育長)	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	行政経営課	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 総合教育会議について (2) 会議の運営について (3) 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について (4) その他	(1) 説明のとおり了解 (2) 原案のとおり承認 (3) 提案のとおり承認 (4) 報告のとおり了解
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 5名
会 議 資 料	別添のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 平成27年5月11日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 議長(委員長・会長)の署名 <u>島村 穰 (※原本は自署)</u> 議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ) </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会（行政経営部長）	<p>みなさま、こんにちは。 本日は、お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。 ただいまから平成27年度第1回上尾市総合教育会議を開会させていただきます。</p> <p>総合教育会議は、去年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長が設置する会議で、地方公共団体の長と教育委員会が構成メンバーとなっております。</p> <p>私は、本会議の事務局である行政経営部の部長の町田と申します。 どうぞよろしく願いいたします。 まず初めに、本会議の設置者であります市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>これまでも教育委員会とは連絡を密にとって情報交換を行ってまいりましたが、このたび法改正により、正式な場が設けられましたので、今後より一層の連携を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。 続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。恐縮ですが、お手元にごございます委員の名簿順で自己紹介をお願いします。 それでは、細野 様から順にお願いいたします。</p>
各委員	<p>（細野委員長、本田職務代理者、甲原委員、吉田委員、岡田委員、岡野委員の順で自己紹介）</p>
司会	<p>ありがとうございました。続きまして、私から事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>なお、総合教育会議は市長が設置するものであるため、市長部局である行政経営部が事務局を担当しますが、設置の目的が市長と教育委員会の連携のさらなる強化を図るものであることから、会議の運営に当たっては、教育委員会事務局との連携が必要となります。そのため、教育委員会事務局からも職員が来ておりますので、合わせて紹介させていただきます。</p> <p>（行政経営部長、同参事兼次長、行政経営課長、同リーダー、教育総務部長、同次長、学校教育部長、同次長の順で紹介）</p> <p>以上で、委員及び事務局の紹介を終了させていただきます。 今後ともよろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、第1回の上尾市総合教育会議を開会いたします。 次第にありますとおり、会議の運営につきましては、これからみなさまにご協議いただくこととなりますが、議事の進行を会議の設置者であり、招集者でもあります島村市長にお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、進行を務めさせていただきます。 先ほど事務局から会議の運営についてはこれから協議するとのことでしたが、議題に入る前に会議の公開について、みなさまにお諮りしたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>総合教育会議について定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、「総合教育会議は、公開する。」としております。特に非公開とする理由もありませんので、原則公開ということによろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
市長	<p>それでは、この会議については公開することといたします。</p> <p>事務局、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局（行政経営課長）	傍聴希望者は5名いらっしゃいます。
市長	<p>それでは、ただ今から傍聴者に入場していただきます。事務局の方、傍聴者を入室させてください。</p> <p>— 傍聴者入室 —</p>
司会	<p>傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。</p> <p>先ほどお配りしました「傍聴に当たっての注意事項」をよくお読みいただき、遵守(じゅんしゅ)するようお願いいたします。注意事項に反することがあった場合には、退場していただく場合がありますのでご了承願います。</p>
市長	それでは、 議題の(1)総合教育会議 について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>資料1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」(文部科学省作成)</p> <p>参考1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)」</p> <p>参考2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(概要)」(文部科学省作成)</p> <p>資料1をご覧ください。会議の冒頭で少し触れましたとおり、総合教育会議は昨年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年度から各自治体が設置することとなったものでございます。「趣旨」にありますとおり、首長との連携強化を図ることを目的としております。また、「概要」にありますとおり、総合教育会議は首長が設けることとなっており、招集は首長が行います。構成メンバーは首長と教育委員会です。首長は、総合教育会議において教育委員会と協議して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するほか、会議では、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うこととされております。あくまで「協議・調整の場」という位置付けということになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
市長	<p>事務局から一通り説明がありましたが、何かご質問はありますか。</p> <p>特にないようでしたら、これは説明のとおり了解とします。</p> <p>続きまして、議題の(2)会議の運営について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料2 上尾市総合教育会議運営要綱（案） 参考3 審議会等の会議の公開に関する指針 参考4 上尾市会議録作成要領</p> <p>総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（参考1）の第1条の4第1項から第8項まで具体的な規定がありますが、同条第9項で「前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」とされておりますので、今後の会議の運営に関して必要な事項を「上尾市総合教育会議運営要綱（案）」（資料2）として、会議でのご承認をお願いするものでございます。</p> <p>内容としましては、招集の方法、議事の進行役、会議の公開及び傍聴、議事録、事務局について定めております。</p> <p>特に、第4条の会議の公開及び傍聴につきましては、すでに市で定めている「審議会等の会議の公開に関する指針」を準用すること、また、第5条の議事録の作成につきましても、すでに市で定めている「上尾市会議録作成要領」に基づくことを記しております。</p> <p>なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」は参考3、「上尾市会議録作成要領」は参考4としてお配りしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
市長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。</p> <p>特にないようでしたら、「上尾市総合教育会議運営要綱（案）」を承認するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
市長	<p>それでは、「上尾市総合教育会議運営要綱（案）」は承認されました。</p> <p>次に、議題の（3）「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大綱につきましては、参考1の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3第1項で「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。」とされております。しかし、定めるにあたっては、同条第2項で「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条（第1条の4）第1項の総合教育会議において協議するものとする。」とされておりますことから、本市としての大綱について、会議でのご協議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、文部科学省からの通知では、「大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない」とされており、また「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」とされております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

市長	<p>本市ではすでに「上尾市教育振興基本計画」を定めており、空白期間を生じるのは好ましくないと考えます。先ほどの事務局からの説明にもありましたとおり、文部科学省からの通知でも「教育振興基本計画を定めている場合には、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」としておりますので、現行の計画の基本理念・基本方針・基本目標をもって大綱に代えたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
市長	<p>それでは、ご異議がないようですので、現行の「上尾市教育振興基本計画」の基本理念・基本方針・基本目標をもって上尾市の大綱に代えたいと思います。</p> <p>議題の（４）その他について、事務局からありますか。</p>
事務局	<p>今後の会議の予定でございますが、現在の教育振興基本計画の計画期間が平成２７年度で終了することから、教育委員会では今年度、平成２８年度からの計画の策定を行います。それに伴って大綱の見直しも必要になると考えられますので、計画策定の進ちょく状況を見ながら、適切な時期に開催して参りたいと考えております。</p>
市長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。</p> <p>特にないようでしたら、みなさまのご協力により、議事はすべて終了しました。進行を事務局にお返しします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の閉会にあたり、教育委員会を代表しまして、細野教育委員長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
教育委員長	<p>初めに市長からもお話がありましたとおり、教育委員会としましても、これまで行政とは連絡を密にとって情報交換をしてきたと考えております。これからも上尾の教育のため、上尾の子どもたちのため、行政と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願います。本日はありがとうございました。</p>